

郡上市犯罪被害者等支援条例（案）

（目的）

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号。以下「法」という。）に基づき、犯罪被害者等のための施策に関する基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等のための施策を総合的に推進し、犯罪被害者等の権利利益を保護し、もって市民が安全で安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 犯罪等 法第2条第1項に規定する犯罪等をいう。
- （2） 犯罪被害者等 犯罪等により被害を被った者及びその家族又は遺族であつて、市内に住所を有する者をいう。
- （3） 二次的被害 犯罪等による直接的な被害以外の犯罪被害者等が被る経済的な損失、精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害その他犯罪等に関して間接的に生じた被害をいう。
- （4） 市民等 市内に住所を有し、居住し、勤務し、在学又は通学し、滞在する者並びに事業者及びこれらの者の組織する団体をいう。
- （5） 関係団体 国、岐阜県、岐阜県警察その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間団体等（以下「民間団体等」という。）をいう。

（基本理念）

第3条 全て犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

- 2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、適切に講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な日常生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

4 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することとならないようにするとともに、二次的被害の発生防止に最大限の配慮をして講ぜられるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に当たっては、市民等及び関係団体と相互に連携して、犯罪被害者等のための施策を円滑に実施するよう努めなければならない。

2 市は、犯罪被害者等のための施策を実施するに当たり、二次的被害の発生防止に最大限配慮し、これを防止する施策を講じるよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等を支援することの重要性についての理解を深め、市が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

2 市民等は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩を害することのないよう、二次的被害の発生防止に努めなければならない。

3 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る法的手続に適切に関与することができるよう、その就労及び勤務について、十分配慮するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による支援を総合的に行う窓口を設置するものとする。

(経済的負担の軽減)

第7条 市は、犯罪被害者等の日常生活に支障を来すことがないよう、犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るために必要な経済的な助成に関する情報の提供、助言及び支援金等の支給その他必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、前項の規定による施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第8条 市は、相談、助言、日常生活の支援その他の犯罪被害者等の支援を担う人材を育成するために必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、市民等及び民間団体等が犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援に関する事項について理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行うものとする。

(民間団体等に対する支援)

第10条 市は、民間団体等が適切かつ効果的に犯罪被害者等の支援を推進できるよう、財政上の措置、情報の提供、助言その他必要な施策を講ずるものとする。

(支援を行わないことができる場合)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発したときその他犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないとき認められるときは、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

2 市は、第7条の規定により経済的負担の軽減を図るための支援金等を受給した犯罪被害者等が、前項の規定に該当することを把握した場合は、当該支援金等の返還を求めることができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。